

令和7年度 一級建築士・二級建築士・木造建築士 定期講習(対面講習)のご案内

建築士法の規定により、建築士事務所に属する建築士は、3年ごとの建築士定期講習が義務づけられています。(詳しくは裏面参照)

令和7年度受講対象の方はインターネットでお申込み手続きをお願いします。

日 程	会 場	定員	申込受付期間
6月19日(木)	佐賀県教育会館 (佐賀市高木瀬町東高木 227-1 TEL0952-31-7131)	50人	4月1日～ 6月10日

定員になり次第締め切ります。

申込サイト https://x.gd/2025_teiki

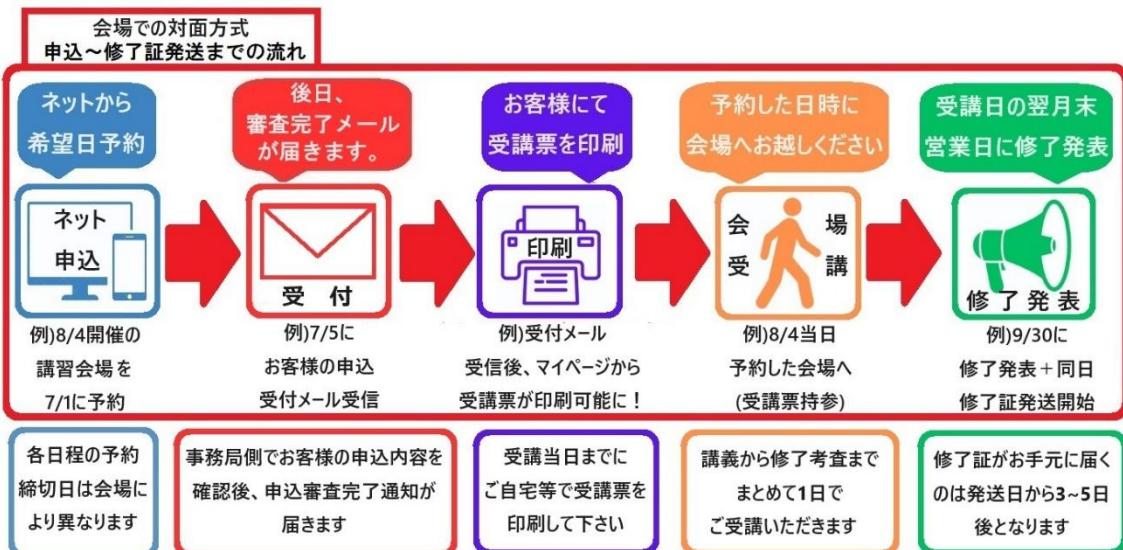


※オンラインにて受講も可能です。その場合はオンライン方式をクリックしてください。

対面講習、オンライン講習どちらも申し込みはインターネットのみとなります。

インターネット申込に不安がある方は佐賀県建築士会へご相談ください。

～対面講習の流れ～



問い合わせ先 一般社団法人佐賀県建築士会

〒840-0041 佐賀市城内二丁目 2-37 TEL0952-26-2198 FAX0952-26-2248

定期講習の受講について

一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、建築士法第10条の規定に基づき戒告または2ヶ月間の業務停止処分等の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・前回受講した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講してから3年を超えた日以降に、再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

- ・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算し、3年を超えた日以降に所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、建築士法第10条の規定に基づき戒告または2ヶ月間の業務停止処分等の対象となります。

- ・これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。
- ・受講期限は、構造/設備設計一級建築士証の交付を申請するにあたり受講した構造/設備設計一級建築士講習又は構造/設備設計一級建築士定期講習を修了した年度の翌年度の開始日(4月1日)から起算して、3年後の3月31日までが受講期限。

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。